

豊島区バドミントン協会規約

(名称及び事務所)

第1条 本会は豊島区バドミントン協会と称し、事務所を置く。

第2条 本会は事務所とは別に連絡所を置くことができる。

(目的)

第3条 本会は区民の体育向上を図り、スポーツ精神を育成し、区内におけるバドミントン競技の育成と振興並びに技術の向上及び親睦を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は第3条の目的を達成するために次の事業を行う。

- | | |
|------------------|-----------------|
| 1. バドミントン講習会 | 2. バドミントン指導員講習会 |
| 3. バドミントン審判員講習会 | 4. バドミントン競技大会 |
| 5. 区主催行事及び大会への協力 | 6. 都民大会への参加 |
| 7. その他必要な事業 | |

(組織)

第5条 本会は区内のバドミントン団体及び愛好者を以て組織し、第4条の事業を達成するため、次の専門部会を置く。

なお、別に賛助会員を置くことができる。

- | | |
|-----------|--|
| 1 総 務 部 | 総務・企画及び広報を分掌する。
外部団体からの窓口、会員の登録関係及び各体育館派遣指導員関係 |
| 2 普 及 部 | 会員、地域団体への普及・育成を分掌する。 |
| 3 競 技 部 | 各種大会の企画及び運営を分掌する。 |
| 4 審 判 部 | 各種大会の審判、審判員の育成を分掌する。
会員の審判資格更新等 |
| 5 強 化 部 | 代表選手の育成及び強化を分掌する。
上部大会に関する事、及び代表選手の選出 |
| 6 レディース部 | レディース大会及び秩父交流大会を分掌する。
【内規】《レディース大会参加資格》
1、豊島区バドミントン協会登録者で、
既婚者及び30歳以上の女性
2、豊島区在住・在勤で豊島区バドミントン協会未登録者で、
既婚者及び30歳以上の女性
※ 但し、豊島区在住・在勤で豊島区バドミントン協会未登録者で、
既婚者及び30歳以上の女性は、
レディース・スポレク大会(個人戦)のみ参加できます。 |
| 7 経 理 部 | 経理全般を分掌する。 |
| 8 ジュニア育成部 | ジュニア育成、大会及び上部団体への協力を分掌する。 |

(会員)

第6条 本会の会員は、第11条及び第12条に定める登録をする。
ただし、会員の有効は当該年度とする。

(役員)

第7条 本会に役員を置き、理事会で選出する。

- | | |
|-----------------|-----------------------------------|
| 1 会 長 (1名) | 会長は本会の最高責任者で会を総括する。 |
| 2 副 会 長 (若干名) | 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは、会長を代行する。 |
| 3 理 事 長 (1名) | 理事長は会長及び副会長を補佐し、常任理事会を代表して会務に当たる。 |
| 4 副 理 事 長 (若干名) | 副理事長は理事長を補佐し、理事長事故あるときは、理事長を代行する。 |

- 5 常 任 理 事（理事長、副理事長、各専門部会の部長、副部長とする）
常任理事は理事会で承認された事業に当たる。
- 6 理 事
理事は登録団体より、1名以上選出する。
その他に、レディースが6名以上登録し、レディーススポレク大会団体戦出場希望団体は、
レディース部担当として1名選出する。
- 7 会 計 監 査（2名）
会計監査は本会の経理の監査に当たる。

第8条 第7条に定める役員の他に、名誉会長、永久名誉顧問、顧問、相談役及び
参与を置くことができる。

第9条 役員の任期は2年間とし、再選を妨げない。
ただし、補充役員の任期は前任期間とする。

（会議）

第10条 本会は次の会議を行う。

1. 総会は会長が招集し、会長・副会長・理事長・副理事長・常任理事・理事・
会計監査並びに以上の代理人を以って構成し、毎年度当初に行い、
本会の最高議決機関として、次の事項を決議する。
 - 1) 前年度事業報告について
 - 2) 前年度決算報告について
 - 3) 役員の承認について
 - 4) 事業案について
 - 5) 予算案について
 - 6) その他必要事項について
2. 理事会は会長が召集し、会の重要事項を議決する。
 - 1) 事業報告及び収支について
 - 2) 事業計画及び予算について
 - 3) 役員の改選について
 - 4) その他必要事項について
3. 常務会は会長が招集し会長・副会長・理事長・副理事長で構成し
必要に応じ開催する。常務会には各部長を必要により同席させることができる。
4. 常任理事会は理事長が招集し必要に応じ開催する。常任理事会には
会長・副会長・顧問・相談役及び参与を同席させることができる。
5. 専門部会は部長が必要に応じ召集し開催する。部会には常任理事会の
メンバーを同席させることができる。

（登録）

第11条 第5条の組織のため、団体及び個人登録とする。

1. 団 体 登 録 個人登録者6名以上で構成する団体
2. 個 人 登 録

（会計）

第12条 本会の経費は次のものをもって充てる。

1. 個 人 登 録 費 1人 1000円
2. 寄 附 金・そ の 他

第13条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（付則）

本規約は、昭和33年3月4日から施行する。
本規約は、昭和63年4月1日から施行する。
本規約は、平成元年4月1日から施行する。
本規約は、平成3年4月1日から施行する。
本規約は、平成6年4月1日から施行する。
本規約は、平成7年4月1日から施行する。
本規約は、平成23年4月1日から施行する。
本規約は、平成26年4月1日から施行する。

本規約は、平成8年4月1日から施行する。
本規約は、平成12年4月1日から施行する。
本規約は、平成13年4月1日から施行する。
本規約は、平成14年4月1日から施行する。
本規約は、平成18年4月1日から施行する。
本規約は、平成22年4月1日から施行する。
本規約は、平成24年4月1日から施行する。
本規約は、令和7年4月1日から施行する。